

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年11月22日（金）
会議時間 10時00分開会 10時52分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、川上 均（欠席）、中河つる子、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村徹、
行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
 - （1）令和6年第6回町議会臨時会の運営について
 - ①予定議案等（町・議会）の説明
 - （2）令和6年第7回町議会定例会の運営について
 - ①予定議案等（町・議会）の説明
 - ②審議方法等について確認
 - ③会期日程の確認
 - ④陳情、請願、意見書等について
 - （3）その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 10:00】

(1) 令和6年第6回町議会臨時会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。本日は川上委員が欠席の届出があった。議件としては1番目として、令和6年度第6回町議会臨時会の運営についてということで、執行側より提出予定議案の説明を受けて質疑を行いたいと思う。早速説明をお願いします。

副町長（山本 司）：それでは最初に第6回町議会臨時会の内容について説明をさせていただきます。皆様にお配りの第6回臨時会の議案をご覧ください。最初に議案第66号、専決処分の承認を求めることについてである。10月1日付けで専決処分を行った令和6年度一般会計補正予算（第5号）となる。内容は10月27日に行われた衆議院議員選挙の事務経費と清水町公衆浴場のブロワーポンプ、いわゆる泡風呂設備の故障による工事費の追加を行ったものである。以上が議案第66号の内容である。次に、条例の一部改正である。議案第67号から第74号までは、いずれも条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第67号、清水町議会議員の議員報酬の条例、議案第68号、常勤特別職員の給与の条例、議案第69号、清水町職員の給与の条例の一部改正である。この3件は、令和6年人事院勧告に基づき国家公務員における給料表の改正及び期末勤勉手当いわゆるボーナスの改正が行われ、0.1か月分引き上げられたことによる改正、さらに寒冷地手当等の引上げに準じて改正するものである。基本給の引き上げは4月1日に遡って改正するとともに、12月の期末勤勉手当として0.1か月分上乗せとなる。期末勤勉手当の年間支給月数は4.6か月分となる。続いて議案第70号、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例については、同じく令和6年人事院勧告に準じ1号会計年度任用職員の職別報酬上限額について2号会計年度任用職員との整合性を図るために4月1日に遡って改正するものである。議案第71号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例である。これについても人事院勧告に準じ、職員と同様に基本給の引き上げは4月1日に遡って改正するとともに、12月の期末勤勉手当について0.1か月分を上乗せして支給するよう改正するものである。以上が給与関係である。議案第72号、乳幼児等医療費の助成に関する条例、議案第73号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、議案第74号、清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の3件は、被保険者証が12月2日から廃止されることに伴う関係条文の改正を行うのが主な内容である。マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が発行されるという内容である。以上が条例の一部改正である。続いて補正予算に参る。議案第75号から第80号は、令和6年度一般会計他5会計の補正である。一般会計予算についてのみ説明する。歳入歳出予算の総額に4,995万円を追加し、それぞれの総額を93億2,010万1千円とするものである。7ページをお開き願う。歳入である。15款2項1目5節3番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金18万4千円の追加は、定額減税補足給付金事務費に係る追加交付である。19款、繰入金については4,976万6千円の追加であるが、今回の補正予算の調整額としての補正である。8ページ以降歳出になるが、29ページまで一部を除き人件費の補正となるので、最初に30ページをお開き願う。30ページの給与費明細書で一括説明させていただく。比較欄1、特別職分であるが、長等の行は特別職3名分の期末手当で20万9千円の追加。寒冷地手当で4万

5千円の追加。共済費で19万3千円の追加となる。議員の行は13名分の期末手当25万5千円の追加となる。31ページに参る。2一般職分である、(1)総括表の下と比較欄をご覧ください。職員数は職員退職により1名の減となっている。報酬737万9千円の追加は、1号会計年度任用職員の報酬、この報酬には期末勤勉手当も含むが、報酬を4月1日に遡って引き上げることによるものである。給料2,007万4千円の追加は、初任給及び20代30代の若年層の月額給与を中心に、4月1日に遡って引き上げるものである。職員手当1,604万8千円の追加は、職員及び2号会計年度任用職員の期末勤勉手当を0.1か月分引き上げるとともに、寒冷地手当の引上げ、児童手当の拡充等による内容である。共済費331万4千円の追加は、期末勤勉手当等の支給金額の増加に伴う補正である。12ページにお戻りいただく。人件費以外の内容について説明して参る。なお、繰出金についても一般会計から特別会計への人件費の内容となるので省略する。12ページ、3款1項12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付費18万4千円の追加は、定額減税補足給付金事務に係る郵便料及び口座振込手数料の単価改定に伴う補正である。以上が一般会計補正予算の内容である。次にその他として議案第81号、工事請負契約の締結の議決事項の変更については、6月定例会において議決を頂いた北斗橋の橋梁修繕工事の契約金額が設計変更により増額となるため議決を求めるものである。主な変更内容は、現地調査の結果、設計当初よりも橋台の損傷が進行していることが判明したことによる工事の追加によるものである。以上が臨時会の議案の内容である。

委員長：それでは今説明していただいた部分について、皆さんのほうから質疑があればお願いします。それでは提出議案の説明を頂いて質疑はなしということで、全員協議会で改めて説明をしていただくということで、次に2番目である。令和6年第7回町議会定例会の運営について、同じく執行側より予定議案等の説明をしていただく。

副町長：次に、12月定例会の議案について説明させていただく。議案第82号、清水町児童館設置条例を廃止する条例については、清水町児童館について、清水学童クラブの活動場所として利用していたが、施設の老朽化等のため活動場所を清水小学校の空き教室に10月から移転している。今後利用する予定がないことから廃止するものである。続いて補正予算に参る。議案第83号から第87号は、令和6年度一般会計ほか4会計の補正である。一般会計予算についてのみ説明する。歳入歳出予算の総額に1億5,716万8千円を追加し、それぞれの総額を94億7,726万9千円とするものである。8ページをお開き願う。歳入より説明する。14款2項3目、衛生手数料199万9千円の追加は、し尿収集量の増加に伴う手数料の補正である。15款1項1目、民生費国庫負担金56万3千円の追加及び16款1項1目、民生費道費負担金28万1千円の追加は、町外障害児施設事業所利用者の増に伴う給付費負担金の補正である。2項2目1節、老人福祉費補助金2,650万6千円の追加は、道補助金の内示による補正である。3節、社会福祉医療費補助金は道補助金の決算見込みによる補正である。9ページへ参る。4目3節、農業振興費補助金350万4千円の追加は、補助事業対象面積の増加によるものである。4節、土地改良事業費補助金103万円の追加は、農業水路等長寿命化事業実施計画設計委託料の契約変更に伴う補正である。18款1項2目1節2番、いきいきふるさとづくり寄附金1億円は決算見込による補正である。当初ふるさと納税については3億円を予算計上していたが、寄附金の見込が増加ということで4億円の予算に改めるものである。3番、地方創生活活用事業寄附金100万円の追加は、企業版ふるさと納税として寄附1件があったことによるものである。19款1項1目、財政調整基金繰入金1,531万2千円の追加は、補正予算の財源調整としての補正である。3目、公共施設建設等基金繰入金220万円の減額及び7目、いきいきふるさとづくり基金繰入金50万円の減額は、それぞれ基金充当事業費の確定による補正である。

10ページへ参る。21款4項3目、社会教育事業参加料3万5千円の減額は、事業中止による補正である。34番、経営継承・発展等支援事業補助金147万5千円の追加は、補助金の増加見込みによる補正である。58番、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金783万3千円の追加は、令和元年度交付金に係る返還金の補正である。内容については介護保健老人施設の整備のために交付金を受けたけれども、介護医療院に施設を変更したため返還金が生じるものである。22款1項3目、農林業債40万円の追加は、農業水路等長寿命化事業実施計画設計委託料の増額変更に伴う補正である。11ページへ参る。歳出の補正である。2款1項3目、財産管理費1万2千円の減額は、新得地区安全運転管理者事業主会の会費を今年度に限り、繰越額が多くなっていることから徴収しない旨の通知があったことによる減額である。6目、企画費はいきいきふるさとづくり寄附金で1億円の増額を見込んだことにより、7節、報償費で返礼品の購入費として2,300万円の追加、11節、役務費で郵便料等52万3千円の追加、インターネット寄附サイト利用手数料で1,404万5千円の追加、12節委託料で232万1千円の追加、24節、積立金で6,011万1千円の追加である。次にバス関係であるが、18節34番、コミュニティバス運行事業補助金30万6千円の追加は、9月末まで運行していたコミュニティバスの燃料費等高騰による補正である。また、コミュニティバス廃止に伴い旧コミュニティバスの車検費用として、10節、需用費で17万6千円の追加、11節53番、手数料で1万5千円の追加、26節、公課費で1万7千円の追加である。最後に18節30番、地方バス路線維持費補助金18万円の追加は、北海道拓殖バスが運行している新帯線についての燃料費高騰等による経費負担分の補正となる。12ページへ参る。3款1項3目、介護サービス提供基盤等整備事業補助金2,650万6千円の追加は、介護医療院新設に係る道補助金の内示による補正である。22節10番、国庫道費負担金返還金783万3千円の追加は、令和元年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で整備した施設が介護医療院へ転換したことによる補正である。27節10番、介護保険特別会計繰出金112万5千円の追加は、特別会計の補正予算に伴うものである。4目、障害福祉費36万8千円の追加は、過年度分自立支援給付費の確定に伴う返還金である。13ページへ参る。7目、保健福祉センター費70万円の追加は、消防用設備誘導灯取替修繕等による経費である。10目、社会福祉医療費は今後の支出見込みによる補正である。2項6目、児童療育支援費112万7千円の追加は、町外事業所利用者の増による給付費の補正である。14ページへ参る。4款1項2目、保健予防費20万4千円の追加は、町外医療機関での予防接種者増加による補正である。2項1目、清掃費130万5千円の追加は、し尿収集量の増加見込みによる補正である。15ページへ参る。6款1項3目、環境保全型農業直接支援対策事業交付金467万2千円の追加は、事業導入面積の増加による補正である。46番、経営継承・発展等支援事業補助金295万円の追加は、補助対象件数の増加による補正である。5目、牧場費573万9千円の減額は、粗飼料収穫運搬作業委託事業完了などに伴う不用額の補正である。6目、土地改良事業費141万円の追加は、農業水路等長寿命化事業実施計画設計委託料の契約変更に伴う補正である。16ページへ参る。7款1項1目10節40番、電気料10万円の追加はハーモニープラザ前の電気自動車充電器利用者増加による補正である。18節36番、地域活性化商品券事業補助金413万5千円の追加は、地域活性化商品券発行組数の増加に伴う補正である。なお、10月発行分は当初1万3,000組の発行を予定していたが、申し込みが1万5,211組分と予定を上回ったことによる追加である。17ページへ参る。10款4項1目、社会教育総務費4万円の減額は、生活リズム学校事業の参加者が少なく中止したことによる補正である。8目、農村環境改善センター管理費173万1千円の減額は、ボイラー保守点検委託料がボイラー取り換えにより今年度は不必要になったこと及び工事の完了に伴う不用額の補正である。18ページへ参る。5項2目、体育施設費13万円の減額も工事の完了に伴う不用額の補正である。3目10節10番、賄材料費150万円の追加は、給食食材費の値上がりによる補正である。14節、工事請負費53万7千円の減額は、給食

センター食器洗浄機更新工事の完了による不用額の補正である。19ページへ参る。12款1項1目 元金9万3千円の追加は、償還元金の確定に伴う補正である。2目、利子23万1千円の追加は、償還利子の確定に伴う補正である。13節1項1目、行政費1,040万4千円の追加は、臨時職員退職報奨制度に該当する職員3名が退職となるため報奨金の補正である。3ページにお戻り願う。3ページ第2表、地方債補正の変更となる。過疎対策事業については歳出の補正予算で説明した、農業水路等長寿命化・防災減災事業が40万円追加となったことから、起債発行限度額を40万円引き上げ5億330万円に変更するものである。4ページに参る。第3表、債務負担行為の設定となる。保健福祉センター清掃・機械運転管理業務委託、保育施設給食業務委託、保育施設清掃業務委託、文化センター清掃・機械運転管理業務委託、役場庁舎清掃・機械運転管理業務委託は5年に一度指名競争入札を行い、業者を選定し、2年目から5年目まではその業者と随意契約をしている。現在委託している業務につきましては、今年度末で5年を経過することから、令和7年度の業務委託について今年度内に入札執行をする必要があることから、限度額をそれぞれ定めるものである。以上が、一般会計補正予算の内容である。以上、定例会の議案説明とさせていただきます。

委員長：今、副町長から説明を頂いたけれども皆さんのほうから何かあるか。なければこの説明を踏まえて全員協議会で改めて説明を受けるということで、次に議会提出分について事務局長あるか。

議会事務局長：議会提出分について説明申し上げる。委員会報告、所管事務調査、総務産業常任委員会から、同じく厚生文教常任委員会からの2件、所管事務調査の報告を予定している。議員提出議案については現在のところない。陳情請願それらに伴う意見書等についても現在のところ予定はない。所管事務調査の申出ということで各常任委員会、議会運営委員会から申出を行う。議会提出分については以上の予定である。

②審議方法等について確認

委員長：それではこれまでの部分を踏まえた上で審議方法等について確認をしてまいりたいと思うが、条例の一部改正・廃止、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議としてよろしいか。

（「はい」との声あり）

③会期日程の確認

④陳情、請願、意見書等について

委員長：次におおよその会期日程の確認を行いたいと思うが、執行側で審議日程についての要望とかはあるか。

副町長：特にない。

委員長：それでは執行側から特にないということなので、今までのところでの現状でのおおよその日程について事務局長説明願う。

議会事務局長：おおよその日程について説明、報告したいと思う。会期初日は12月4日水

曜日午前10時開会である。まず議会運営委員会委員長の報告、そのあと議会関係の議案等ということで、先程申し上げたとおり議案等の予定はないが、総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告をする。そして12月5日木曜日から9日土曜日までは休会、12月10日火曜日であるが、先ほど申し上げたとおり今のところ請願等の申出がないところだが、もしこれからあれば請願の審査報告や採決ということがあるというところである。12月10日は一般質問の1日目ということである。翌12月11日水曜日は一般質問の2日目である。こちらについては通告者の数によって変更がありうると思う。12月12日木曜日は休会である。12月13日金曜日、条例の廃止条例、児童館設置条例の廃止の条例が1件、補正予算一般会計以下5会計、最後、議会関係の議案等としまして、請願・陳情等があった場合には最終日意見書につながればその採択ということがあろうかと思う。所管事務調査の申出ということである。およその日程については以上である。

委員長：ただいま事務局長から説明あった日程で何かあるか。なければ今説明したとおりで、途中で陳情、請願、意見書等が出てきた場合には、それらについてまた担当する常任委員会へ審査を付託するという形でいきたいと思うがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それでは会期は12月4日から13日までの10日間ということで進めてまいりたいと思う。これで執行側の皆さんについてはここで退席をしていただいて結構である。

【休憩 10：37】

【説明員退席 10：37】

【再開 10：37】

（3）その他

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。それでは3番目としてその他、全員協への説明提案についてを議題としたいと思う。これらについてまず議会の活性化に係る中間報告の①、タブレット導入方針も含めてであるが、これについて事務局説明願う。

議会事務局長：まず、議会活性化に係る中間報告①とタブレット端末導入方針ということで説明をさせていただく。これについては前回の議会運営委員会の中で詳しく説明と検討を頂いたところである。その中で一部文言追加する部分というのを修正した。再度読むことはしないけれども、その部分を追加したので例えば4ページの常任委員会中継については引き続き議論し、令和8年度以降にというところで修正をしている。議会報告会と意見交換会の1番最後のところ、テーマの持ち方を工夫すべきという意見も出されていたというところも追記している。あとは、前回の協議の中身で変わっていないので、こちらについて午後からの全員協議会で改めて説明して、了承を頂いて進めてまいりたいと思っている。

委員長：次に議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて事務局より説明願う。

議会事務局長：こちらについても前回15日の議会運営委員会で皆様に確認はさせていただいている。全員協議会でも同じものをお配りする予定であるがアンケート結果のもの、それからまとめということで若干誤字脱字等直した部分はある。A3の4ページをご覧ください。4ページの1番下の地域交通及び交通弱者対策については両委員会にまたがるものということで、両委員会での今後の活動の参考にするということに前回から訂正している。5ページ目の後ろ、3枚の部分であるが前回振

りわけの検討、参考、承りのところが、直す前のものになっていたのをそこを修正した。議会運営委員会での検討結果の部分は、前回も検討していただいたのでそこを文言コメント及び取扱いを入れたところである。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会については、前回交通弱者対策の部分は両委員会にまたがる部分があるということだったので、戻っていただいて3枚目のところ、全体の委員会別の振り分けをしたところの町民生活関連のところ、上から三つは2番3番の両委員会の部分に重なるということで、そういう振り分けをしたので、最後総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会に振り分ける部分についてもそこを、両方に載せたというところである。これに基づいて各常任委員会で検討いただいて再度取りまとめて最終的な報告書を作成したいと思う。議会の初日12月4日の初日に常任委員会を開いているので、そこで検討頂いてまとめていただければと思っている。その後、再度議運をどこかの日程で開いていただいてまとめをつくっていきたいと思っている。

委員長：今説明してもらった部分と、日程的なものでいうと12月4日に各委員会にこれを振り分けたものを審議していただく。それを議運としてまとめるのを会期中に行うという流れで考えているがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：続いて3番目、令和7年度当初予算に関わる件について、11月25日が当初要求書の締切りとなっているということも踏まえて、これも事務局長説明願う。

議会事務局長：それでは来年度予算の、委員長からお話あったように、要求の締切りが来週の頭ということで、新たな要求するものについて説明したいと思う。午後からの全員協議会でも説明してまいりたいと思う。まずはタブレットの導入についてということで、これは先ほどの中間報告、タブレットの導入方針でも申し上げたとおり、令和7年から導入ということなので、令和7年度の当初予算に予算要求をしていきたいと思っている。もう1点、研修関係の経費として、講師を招いて議会活性化の議論に役立てるため、外部講師を招いて学習する機会が必要ではないかということで、昨年も議員会の行事の中でそういう研修もどうかという話もしたが、なかなか予算をしっかりとって、研修、講師の報償費を計上してやるべきということになったから、この経費について、1回15万円程度で、来ていただだけそうな感じなので、芽室町の議会とか、色々伝手があるので、その辺を頼りながら、講師を招く予算を計上していきたいと思っている。取りあえず、1回程度ということで15万円程度計上する予定である。その他、新たなものはなく、通常どおりの予算要求になると思っている。

委員長：暫時休憩する。

【休憩 10：48】

【再開 10：50】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。予算要求についてという部分においては、まだ精査は必要な部分もあるけれども、交渉するという部分もあるので、概略について全員協議会でも説明するというところで進めてまいりたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に定例会終了後の年末懇親会について、議員会の役員会開催した後全員協議会の中で中島会長より報告の予定ということになっているようである。予定してい

る部分は以上であるが皆さんのほうから何かあるか。なければ次回の委員会は、11月27日の午後2時からということで、一般質問通告締切りの後ということになる。特に連絡事項等事務局からなければ、以上で本日の議会運営委員会を終了する。

【閉会 10：52】